

# \* 介護保険のしくみ

介護保険は、介護や支援が必要な方が介護保険サービスを利用できる制度です。市区町村が運営し、40歳以上の方が保険料を出し合って制度を支えています。

## 40歳以上の方 (被保険者)

- 要介護認定を受けてサービスを利用します。
- サービス事業者利用者負担を支払います。



## 65歳以上の方 (第1号被保険者)

サービスが利用できるのは  
介護が必要と認定された方

介護が必要になった原因は関係なく、サービスが利用できます。

交通事故など「第三者」による行為が原因で介護保険を利用する場合は市区町村へ届け出が必要です。必ず示談前にお住まいの区役所窓口へ連絡してください。

## 40～64歳の方 (第2号被保険者)

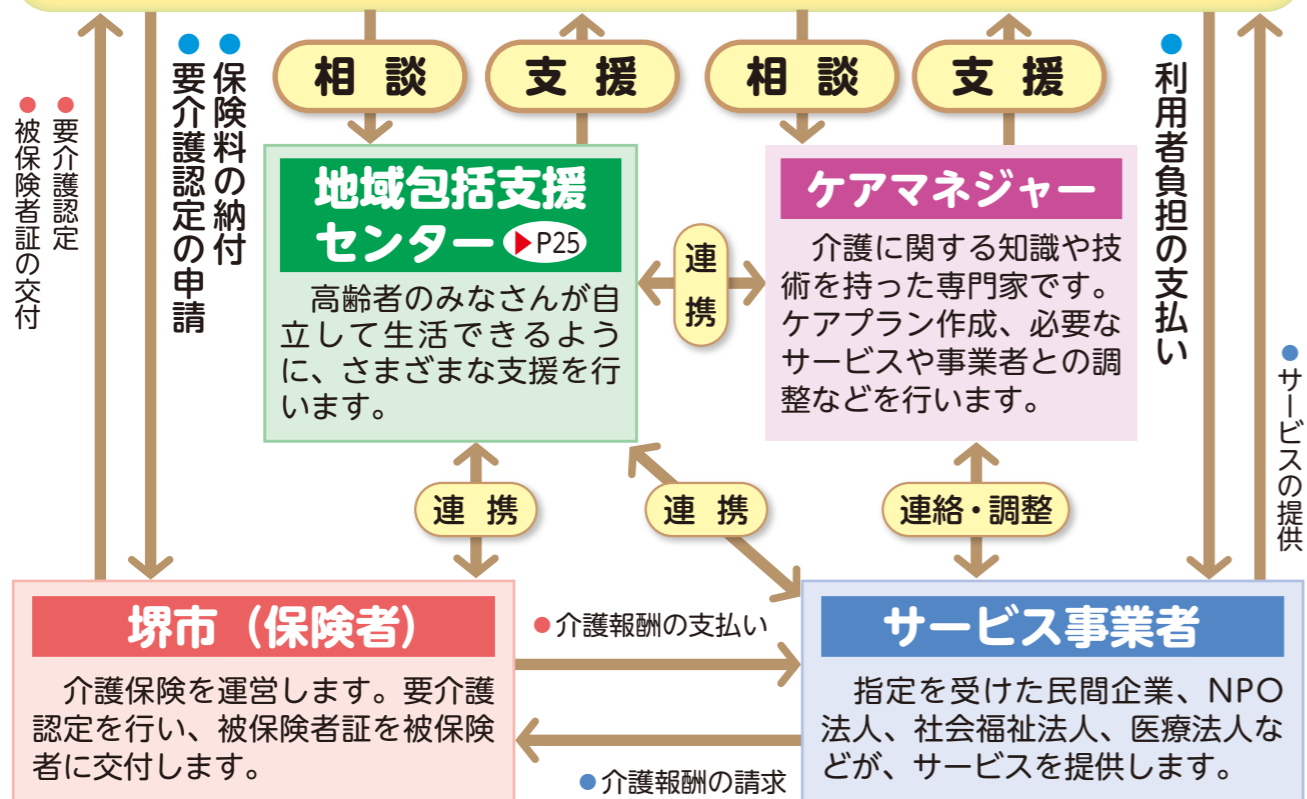
サービスが利用できるのは  
「特定疾病」が原因で  
介護が必要と認定された方

特定疾病以外が原因の場合(交通事故など)は、介護保険のサービスは利用できません。

### 特定疾病とは

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる16疾病

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症 ● 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ● 脊管狭窄症 ● 早老症 ● 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ● 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



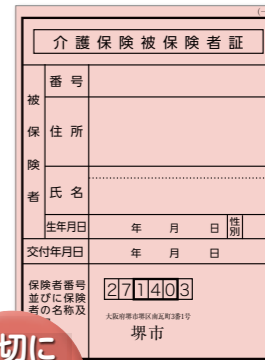
# \* 介護保険被保険者証と負担割合証

## 介護保険被保険者証

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険被保険者証が必要になります。

### 交付対象者

- 【65歳以上の方】
  - 1人に1枚交付されます。
  - 65歳の誕生日の属する月に交付されます。
- 【40～64歳の方】
  - 要介護認定を受けた方に交付されます。



大切に保管しましょう。

### 必要なとき

- 要介護認定の申請をするとき (65歳以上の方)
- ケアプランを作成するとき
- 介護保険サービスを利用するとき など

## 負担割合証 (介護保険負担割合証)

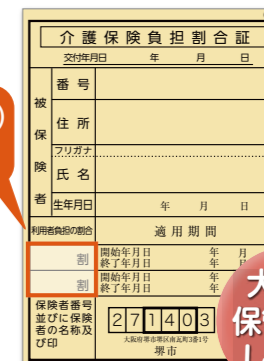
介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1～3割)が記載されています。

### 交付対象者

要介護認定を受けた方、サービス・活動事業対象者に交付されます。

### 必要なとき

介護保険サービスを利用するとき  
【有効期限】1年間  
(8月1日～翌年7月31日)



負担割合(1～3割)が記載されます。

大切に保管しましょう。

介護保険被保険者証、負担割合証はイメージです。

▶負担割合に関して、詳しくは9ページ。

### 「地域包括支援センター」とは？

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

▶詳しくは25ページ。

### 【主にどんなことをするの？】

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防サービスの利用調整
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

### 「ケアマネジャー」とはどんな人？

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

### 【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など



ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。